

業務フロー・コスト分析等の結果に基づく業務改善事例

独立行政法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	部課室等名	林業管理・査定室管理課
対象事業名	林業信用保証業務	実施期間	平成25年12月
分析対象とした事務区分	求償権回収業務		
分析実施の背景 (問題意識等)	信用基金においては、融資機関と管理業務委託契約をしていることから、代位弁済後は融資機関と連携して求償権の回収促進を図っている。通常は2～3年の間で回収可能(預金相殺、担保処分、破産配当等)な先を優先的に回収した後、担保処分が長期化、債務者・連帯保証人との回収交渉が難航している先を中心に、サービスへ委託していたが、委託経費を効率的に支出する観点から、費用対効果を検証し、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含めた回収委託基準の明確化を図ることとした。		
分析により明らかになった点	<p>23、24年度のサービスによる回収実績から費用対効果を検証したところ、下記のとおりとなり、サービスを活用する方が費用に対して効果の方が高いことが判明した。</p> <p>① サービス活用による回収実績は、全体の回収金額の13%程度である。しかしながら、上記の背景で述べたとおり、回収可能な先を優先的に回収した後の回収促進であり、直近23、24年度でみるとサービスへの支払金額以上の回収金額が確保されている。</p> <p>② サービスを活用しないで信用基金の職員が担当した場合の24年度コスト試算では、20百万円を要し、サービス支払費用13百万円を上回る経費であることが判明した。</p> <p>③ その他、サービスを活用することにより管理課業務の効率化、また、キメ細かな活動により主債務者、連帯保証人に対する面談、交渉を実施し、実態把握と時効の中断を図ることができ求償権の管理面での強化に繋がる。</p>		
分析結果に基づき講じた改善措置	<p>上記の費用対効果検証結果及び過去の回収実績(代位弁済後5年目までは、毎年度、求償権残高に対して1%以上の回収実績があるが、6年目以降は極端に下落する等)を踏まえて、サービスを効果的に活用するため、次のとおり求償権の回収委託基準を明確化するとともに、委託期間(原則2年間)及び委託解除基準(回収額が、委託時求償権残高に対して1%あるいは20万円に満たない債権を原則委託解除とする)を設け、26年3月6日付けで「求償権の回収委託に関する実施要領」を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 求償権取得から5年以内の期間で債権回収が見込まれる先で、以下の①または②のいずれかに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 求償権に係る債務者または保証人が非協力的等の理由で弁済が進まない先で、債権回収の実現のために債務者または保証人に対する弁済交渉の頻度を増やすことや、法的手続の実施が必要な先 ② 不動産担保等の資産処分が完了しておらず、具体的な処分計画が策定出来ていない先で、回収の実現のために早急な任意処分交渉の実施や法的手続の実施が必要な先 		
その効果	今後、改正した委託基準に基づき、業務委託を行い、費用対効果を再度検証する。		

区 分	23年度	24年度
全体の回収金額	A 413	339
うちサービスへの回収金額	B 35	44
全体に対する回収率	B / A 8%	13%
うちサービスへの回収金額	B 35	44
サービスへの支払費用	C 12	13
純回収金額	B - C 23	31